一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

第一生命
年金通信

年金トピック

No.2021－46
第18号

2021年8月10日
団体年金事業部

確定給付企業年金の委託契約事項の規約変更手続きの見直し及び リスク分担型企業年金に係る規定の整備について

2021年8月2日付で、確定給付企業年金法施行規則が一部改正され（1）委託契約事項の規約変更の手続きの見直し、および（2）リスク分担型企業年金に係る規定の整備が実施されました。同時に、この改正に関する各種通知および事務連絡が発出されています。

今回の年金トピックでは、この改正の概要を解説いたします（次ページ以降をご覧ください）。

なお、同日付でこの改正に係るパブリックコメント（2021年5月21日付および2021年6月14日付）の結果も公示されています。パブリックコメントの結果につきましては下記のリンク先にてご確認ください。

【ご参考】

〇2021年5月21日付パブリックコメントの結果
→https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210038&Mode=1

〇2021年6月14日付パブリックコメントの結果
→https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210080&Mode=1

〇2021年5月21日付パブリックコメントに係る年金通信
→https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1358

〇2021年6月14日付パブリックコメントに係る年金通信
→https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1393

第一生命保険株式会社

確定給付企業年金法施行規則等の一部改正について

- 委託契約事項の規約変更手続きの見直し
- リスク分担型企業年金に係る規定の整備

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

改正の概要

- 2021年8月2日付で厚生労働省令（※）が公布され、同日付で関連通知・事務連絡が発出されました。主な改正内容は以下の通りです。
  （１）委託契約事項の規約変更手続きの見直し
  （２）リスク分担型企業年金に係る規定の整備
- この改正の施行日は2021年9月1日です。なお、（１）の変更は施行日以後に行われる委託契約に適用されます。

主な内容	参照ページ
（１）委託契約事項の規約変更手続きの見直し	3
（２）リスク分担型企業年金に係る規定の整備	4
ア　給付減額の理由要件の追加	5
イ　給付減額の判定基準の明確化	6～8
ウ　追加事業所等に個別掛金を設定できる事由の追加	
エ　規約・基金を分割する際等の調整率の選択肢の追加	

（※）確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第135号）

委託契約事項の規約変更手続きの見直し

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

改正内容

確定給付企業年金法第93条に規定する業務委託契約のうち、「加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項」を変更する規約変更（※）に係る手続きが、以下の通り改正されました。

（※）Ⅰ型・Ⅱ型などの業務委託の形態を変更することを目的とした規約変更、など

（改正前）厚生労働大臣への届出が不要　→　（改正後）厚生労働大臣への届出が必要

パブリックコメントへの回答によると、この改正は「今後の企業年金制度の改正を見据えて、各DBにおける加入者情報の管理に係る業務委託状況を把握することを目的としたもの」とされています。

ご参考：確定給付企業年金法第93条（業務の委託）

事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

リスク分担型企業年金に係る規定の整備

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

経緯

社会保障審議会　企業年金・個人年金部会にて、リスク分担型企業年金の運営における課題として以下のような事項が挙げられ、規定の整備が検討されていました。これを受けて、今般、P5以降の改正が行われました。
なお、リスク分担型企業年金でない通常のDBにおける運営に変更はありません。

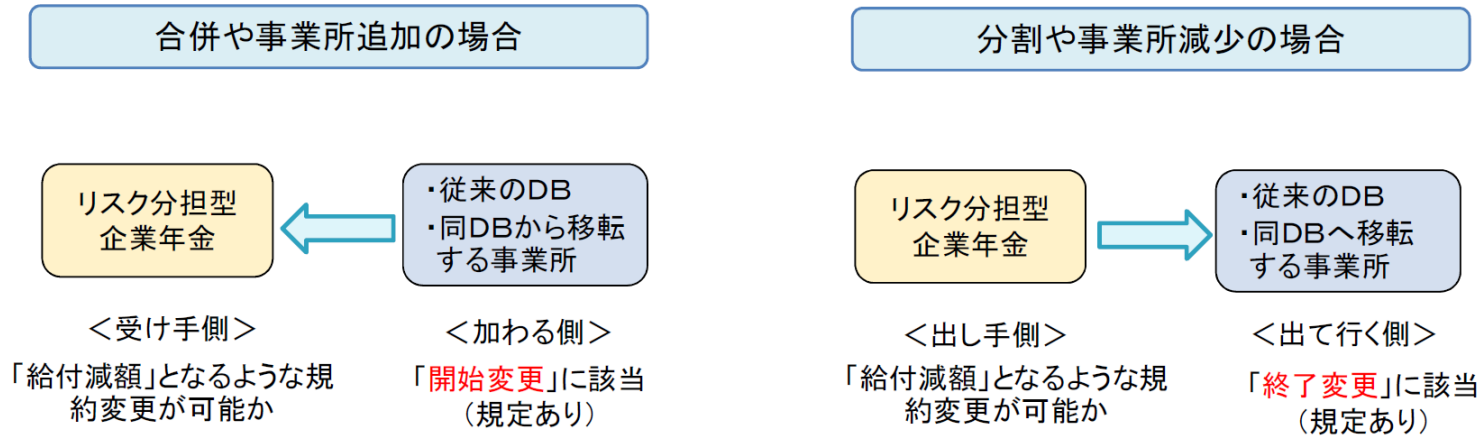
＜リスク分担型企業年金の運営における課題＞

- 改正前の省令においては、合併・事業所追加時の受け手側、分割・事業所減少時の出し手側となるリスク分担型企業年金について、「給付減額」となるような規約変更が可能か規定されていません（下図参照）。

⇒給付減額の理由要件が追加されました。（P5参照）

- 給付減額の判定基準（P6参照）に基づくと、 事業再編の場合、給付や掛金に変更がない場合であっても、財政状況が良い方の企業年金では必ず給付減額と判定されます。

⇒給付減額の判定基準の明確化や給付減額を回避するための規定の整備がされました。（P7参照）



（出所）第18回企業年金・個人年金部会資料１　P.20から抜粋

給付減額の理由要件の追加

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

改正内容　※ リスク分担型企業年金でない通常のDBにおける運営に変更はありません。

リスク分担型企業年金に係る規約変更のうち、給付減額の理由とすることができる要件に、以下の赤枠で囲まれた要件が追加されました。

リスク分担型企業年金に係る規約変更
リスク分担型企業年金の開始変更
リスク分担型企業年金の終了変更
規約型企業年金の統合・分割（基金の合併・分割）
実施事業所の増減
DB制度間の給付の支給に関する権利義務の移転・承継
中小企業退職金共済との資産の移受換

リスク分担型企業年金に係るこうした規約変更が、
・リスク分担型企業年金統合等変更
・リスク分担型企業年金基金合併等変更
と定義されました。
本資料では簡便のために単に「事業再編」とします。

リスク分担型企業年金における給付減額の判定基準

一生涯のパートナー
第一生命
Dai-ichi Life Group

現状

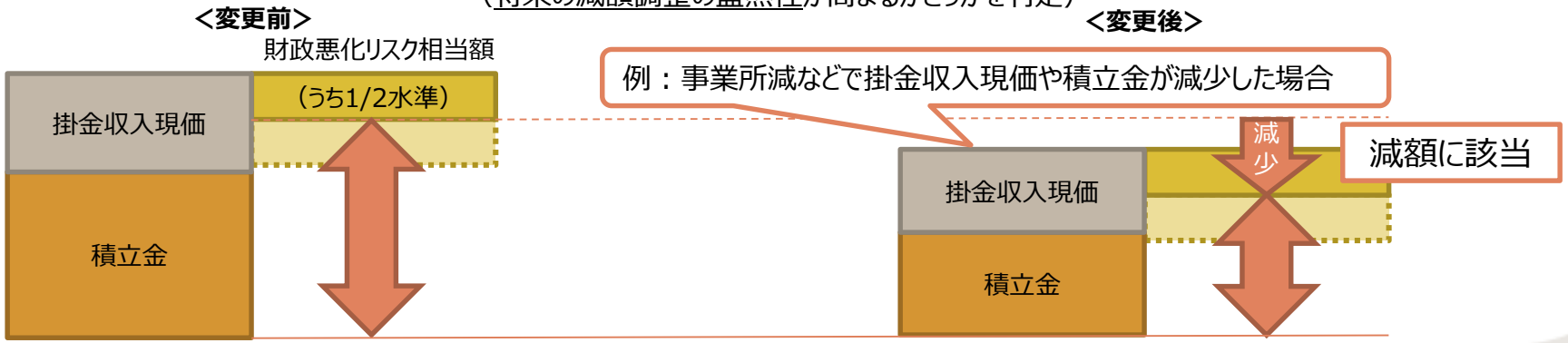
リスク分担型企業年金では、通常のＤＢで用いられる基準①に加えて、将来の減額調整の蓋然性が高まるかどうかを判定する基準②でも給付減額判定が行われます。

基準①（全ＤＢ共通）・・・給付設計の変更前後において、通常予測給付現価や最低積立基準額が減少するかどうかを判定



※　最低積立基準額が減少する場合、少なくとも5年程度は各加入者に給付設計変更前の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、通常予測給付現価が減少しない場合は給付の額の減額として取り扱わない。

基準②（リスク分担型企業年金のみ）・・・「積立金の額＋掛金収入現価－財政悪化リスク相当額×1/2」が減少するかどうかを判定
（将来の減額調整の蓋然性が高まるかどうかを判定）



リスク分担型企業年金に係る給付減額の判定に係る規定の整備

一生涯のパートナー 第一生命 Dai-ichi Life Group

改正内容　※ リスク分担型企業年金でない通常のDBにおける運営に変更はありません。

＜給付減額の判定基準の明確化＞

リスク分担型企業年金の最低積立基準額は積立金の額に基づき調整されるため、給付設計を変更しない事業再編でも最低積立基準額が減少してP6基準①に抵触すると懸念される場合がありましたが、給付設計を変更しない場合（事業再編含む）は、最低積立基準額や通常予測給付現価が減少したとしても減額に該当しないと明確化されました。

＜追加事業所等に個別掛金を設定できる事由の追加＞

実施事業所の追加などの特定の事由に該当する場合、追加された実施事業所に個別の掛金を設定してP6基準②の給付減額を回避できます。今回の改正で、これが適用できる事由として表１の赤枠で囲まれた内容が追加されました。

＜規約・基金を分割する際等の調整率の選択肢の追加＞

分割時の移換額や、実施事業所脱退時の給付額の算定に使用する調整率は個別に定めることができますが、今回の改正で表２の赤枠で囲まれた調整率を選択することができるようになり、P6基準②の給付減額を回避する制度変更を行う選択ができる可能性が広がりました。

表１：個別事業所に掛金を設定できる事由
基金の合併
実施事業所の増加
加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継
規約型企業年金から基金への移行
基金から規約型企業年金への移行
中退共からの解約手当金に相当する額の引渡しや移換

表２：規約・基金を分割をする際等の調整率
分割時・脱退時の調整率
存続DBの積立割合が減少しない調整率
存続DBの調整率が減少しない調整率
存続DBの超過比率※が減少しない調整率

※　今般、リスク分担型企業年金の将来の減額調整の蓋然性を確認する指標として、「超過比率」が定義されました。（P8参照）

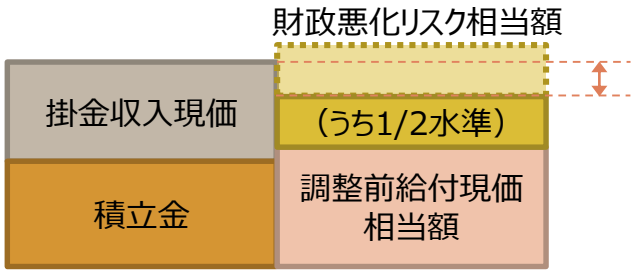
超過比率

リスク分担型企業年金の将来の減額調整の蓋然性を確認する指標として、「超過比率」が定義されました。

積立金の額＋掛金収入現価

赤字部分の合計額はリスク分担型企業年金の給付減額の判定に用いる額と同値

$$超過比率 = \frac{給付財源 - 調整前給付現価相当額 - 財政悪化リスク相当額 \times 1/2}{調整前給付現価相当額}$$



この額を調整前給付現価相当額で除する。

※この額はリスク分担型企業年金開始変更・終了変更を行う際の給付調整の蓋然性を確認する際にも用いられます。

超過比率に関連して、以下の規定が追加されました。

- 加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合は、調整率・超過比率に係る情報開示をする必要があります。（将来の減額調整の蓋然性を確認する指標のため）
- 毎事業年度ごとの業務概況の周知の際に、「調整率の推移その他調整率に関する重要事項」として、調整率と同様、超過比率を加入者および受給権者等に周知する必要があります。
- 「調整率の推移その他調整率に関する重要事項」に、超過比率を加入者および受給権者等に周知することを規約に定める必要があります。

※ 超過比率の増減は給付減額の判定に用いられません。